

公 告

脱退手続きを行う住所不明組合員の公告

2023年3月1日

生活協同組合コープやまぐち
理事長 山崎 和博

この度、2020年度及び2021年度分として生協からお送りした配当通知が住所不明等により返送され、生協からの連絡がとれなくなった組合員で、以下の規定に定められた理由に該当する組合員を対象に、2023年5月理事会承認後、脱退手続きを行うことになりました。

<対象組合員>

2023年2月現在で

1. 2年以上生協の事業を利用されていない
1. 2年間出資配当を除く増資、減資の履歴がない
1. 出資金が5千円未満である。
1. 電子マネーがない。

対象は以上の規準を満たす組合員です。但しお申し出があった場合、ご本人の意思を確認の上、対象組合員名簿から削除致します。

<今回対象となる事業所名と人数は以下の通りです。>

島田店	5人	旧ほうふ店	132人	岩国センター	40人
旧旭町店	2人	どうもん店	136人	長門センター	8人
旧小野田店	40人	とくやま店	172人	周東センター	40人
新下関店	154人	中部センター	64人	萩センター	22人
小郡店	88人	宇部センター	34人	厚狭センター	17人
いずみ店	234人	下関センター	42人	周南西センター	22人
宇部店	173人	周南東センター	48人	夕食宅配	228人
				合計	1701人

<脱退手続きの規定について>

5月理事会承認後、2023年3月末日付で脱退手続きを実施します。

<お申し出の方法について>

対象条件に該当すると思われる組合員の方は、2023年3月14日までに各事業所またはコープやまぐち総務グループ（電話 083-995-3600）へご連絡ください。

<出資金の返還について>

脱退手続き後は、お申し出により出資金の払い戻しを行います。但し、2022年度（2023年6月実施予定）以降の出資配当は対象外となります。